

令和8年2月25日

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也
(公 印 省 略)

令和8年2月12日付公告第KN04号、「事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分ほか1件」に係る一般競争入札を下記のとおり変更する。

【変更項目1】

- 1 入札事項
品名 または 件名

[変更前]

事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分 ほか1件

[変更後]

事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分 ほか2件

【変更項目2】

品目等内訳書（甲）、入札書及び市場価格調書を別紙のとおり差し替える。

【変更項目3】

仕様書を追加する。

入札書

調達要求番号	6RSL1CW0004
契約実施計画番号	6QHY1KN00040

金額 円

(消費税及び地方消費税を含まない。)

提出期限：令和8年2月26日(木) 17時00分

品名	規格	単位	数量	単価	金額
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	37,000.00		
産業廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	42,000.00		
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分(残飯)	仕様書のとおり	KG	35,000.00		
以下余白					
合計					
納入(履行)場所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納期(履行期限)	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
契約保証金	免除	入札(見積)書有効期間	令和9年3月31日		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年2月26日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長

岩崎 一也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

調達要求番号	6RSL1CW0004
契約実施計画番号	6QHY1KN00040

提出期限：令和8年2月26日(木) 12時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。 各項目に記入の上、
FAX(0568-81-9072)により送信をお願い致します。 陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：永井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札(見積)する金額とは異なりますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 円

(各金額には消費税を含まない)

(単位：円)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	担当者	調達要求番号
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	37,000.00			陸上自衛隊春日井駐屯地 春日井駐業管理科 綾戸事務官(内線:371)	6RSL1CW0004
産業廃棄物の収集・運搬及び処分	仕様書のとおり	KG	42,000.00			陸上自衛隊春日井駐屯地 春日井駐業管理科 綾戸事務官(内線:371)	6RSL1CW0004
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分(残飯)	仕様書のとおり	KG	35,000.00			春日井駐業 春日井駐屯地 糧食班 櫻井2尉	6RSL1CE0018
以下余白							
合計							
納入(履行)場所	陸上自衛隊春日井駐屯地		納期(履行期限)		令和8年4月1日～令和9年3月31日		
契約保証金	免除		入札(見積)書有効期間		令和9年3月31日		

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分 (残飯)	大 臣 承 認	令 和	年 月 日
	作 成	令 和	8 年 2 月 2 日
	変 更	令 和	年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	春日井駐屯地業務隊	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地における「事業系一般廃棄物の収集・運搬の役務（以下「役務」という）」について規定する。

2 役務に関する要求

(1) 役務場所

陸上自衛隊春日井駐屯地内隊員食堂厨芥処理室（春日井市西山町無番地）

(2) 役務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 役務概要

本役務は、陸上自衛隊春日井駐屯地が排出する事業系一般廃棄物を収集、春日井市の廃棄物処理施設へ運搬し、法令等に基づき適正に処分するものとする。

(4) 排出予定数量

役務期間内の総排出予定数量は次のとおりとする。

種 類		排出予定数量(kg)
事業系 一般廃棄物	残 飯	35,000

(5) 事業者の指定

請負業者は、春日井市の一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けている業者とする。

(6) 収集要領

ア 収集日

収集日は週2回（月曜日、木曜日）0900～1000を基準とする。集積日が祝祭日の場合は、翌平日に振替収集するものとし、年末年始等閉庁する場合及び収集不能な事象が発生した場合は調整による。

イ 収集日以外の収集

突発的または大量に排出する場合で、収集日に処理できない時は、調整により臨時で依頼することがある。

ウ 排出量の確認

収集の際、現地で監督官と相互に排出量を確認するものとする。

(7) 運搬要領

駐屯地での収集後、廃棄物処理施設へ直接運搬するものとし、途中の積替えは行わず、駐屯地が排出したもの以外いかなる廃棄物も混入させてはならない。

3 監督・検査

監督・検査は契約担当官が定める監督・検査実施要領によるほか、請負業者は月ごとの処分量を明らかにした明細書を作成し、処理施設の発行する計量伝票とともに提出し、数量確認をもって完了とする。

4 その他の指示

(1) 法令の遵守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び春日井市条例並びにその他関係法令等を遵守するものとする。

(2) 事業範囲の証明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可証の写し及び春日井市の発行する許可証の写しを契約締結後、すみやかに契約担当官に提出すること。許可事項に変更があった場合には、すみやかに変更後の許可証の写しを提出すること。

(3) その他

ア 駐屯地の規則に基づき契約締結後、すみやかに収集のため入門する者について「常時入門許可証申請書」を提出し、あらかじめ入門の許可を受けるものとする。

イ 駐屯地内での行動（入門手続、車両運行など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止する。

ウ 本契約の履行に際し、駐屯地内の施設等に損害を与えないように十分注意して実施するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地関係者に報告するとともに、請負業者の負担において原型に復旧するものとする。

(4) 仕様書等に関する疑義

請負業者は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。